



福島医発第 561 号 (地)

平成 26 年 5 月 23 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松田 峻一良

(公 印 省 略)

特定疾患受給者証の更新手続きについて

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、現在、国においては難病対策の改革が推進されており、「難病の患者に対する医療等に関する法律案」が国会に提出されております。このような状況を鑑み、厚生労働省では、難病の医療費助成（特定疾患治療研究事業）に関して、有効期間が平成 26 年 9 月 30 日までとなっている医療受給者証を交付されている患者については、平成 26 年 12 月 31 日まで医療費助成が受けられる取扱いとする準備が進められております。

これを受け本県においても、県内受給者に対し平成 26 年 12 月 31 日まで有効な新たな医療受給者証を平成 26 年 9 月 30 日までに送付する旨、別添のとおり福岡県保健医療介護部健康増進課より連絡が参りました。

つきましては、貴会におかれましても本件にご了知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 平成 27 年 1 月 1 日以降引き続き医療費助成を受けるための手続きについては、法案の国会審議の状況も踏まえ、今後、厚生労働省から詳細が示されることとなっておりますが、難病の医療費助成を既に受けている患者については、現行の臨床調査個人票の提出が予定されております。
- 2) 受給者に対しては、別添通知が県庁同課より送付されますことを申し添えます。
- 3) 平成 27 年 1 月 1 日からの難病の取扱い（法案の審議状況等）につきましては、詳細情報を得次第逐次お知らせいたします。

「公印省略」

26 健 第 8 2 6 号

平成26年5月15日

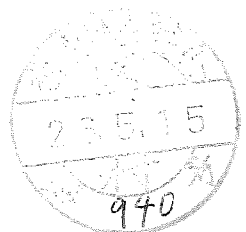
福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部健康増進課長

(疾 病 対 策 係)

特定疾患受給者証の更新手続きについて

このことについて、別紙のとおり受給者に通知いたしますので、お知らせいたします。



「公印省略」

26 健 第 8 2 6 号
平成 26 年 6 月 20 日

特定疾患医療受給者 様

福岡県保健医療介護部健康増進課長

特定疾患医療受給者証の更新手続きについて

現在、難病対策の改革が進められており、「難病の患者に対する医療等に関する法律案」が国会に提出されているところです。このような状況を踏まえて、厚生労働省では、難病の医療費助成（特定疾患治療研究事業）に関して、有効期間が平成 26 年 9 月 30 日までとなっている医療受給者証をお持ちの方については、平成 26 年 12 月 31 日まで医療費助成が受けられる取扱いとする準備を進めているところです。

また、平成 27 年 1 月 1 日以降引き続き医療費助成を受けるための手続きについては、法案の国会審議の状況も踏まえ、今後、厚生労働省から詳細が示されることとなっておりますが、難病の医療費助成を既に受けている方については、現行の臨床調査個人票を提出していただくということを予定しているとのことです。

つきましては、平成 26 年 12 月 31 日まで有効な新たな医療受給者証を平成 26 年 9 月 30 日までに送付いたしますので、あらかじめお知らせいたします。

併せて、平成 27 年 1 月 1 日以降引き続き医療費助成を受けるための手続きについて、厚生労働省から詳細が提示されましたら、皆様が今後行う手続きについて、後日、具体的な実施方法をお知らせいたしますので、それに従って、必要な手続きをお願いいたします。

(問い合わせ先)

〒812-8577

福岡市博多区東公園 7-7

福岡県保健医療介護部健康増進課疾病対策係

TEL: 092-643-3267